

2023（令和5）年7月26日

厚生労働省
厚生労働大臣 殿

2024（令和6）年度
障害福祉・障害者雇用対策関係予算等に関する要望

一般社団法人日本自閉症協会
会長 市川 宏伸
〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22
築地ニッコンビル 6階
TEL 03-3545-3380/asj@autism.or.jp
(担当 樋口)

日ごろよりの自閉スペクトラム症（以下、ASD という）をはじめとする発達障害への理解の促進・理解に向けてのご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

とくに、4月2日の世界自閉症啓発デーの取り組みは、今や全国各地の様々な自治体、団体、企業の自主的な取り組みを牽引し、大きな効果をあげています。牽引イベントとしての同啓発デーの取り組みを引き続きお願い致します。

私達、日本自閉症協会は、知的障害の有無にかかわらず全ての ASD 当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。

次年度の予算等に対して、弊協会から以下を要望いたします。

1. 強度行動障害児者への支援を抜本的に強化してください。

強度行動障害の支援者を養成する研修は広く行われてきましたが、依然として問題は解決していません。早急にこの問題の解決・改善を行ってください。

- (1) 発症予防の推進：強度行動障害のハイリスク児や初期兆候を明らかにし、発症ならびに重篤化を予防する研究を行ってください。また、その研究成果を、家庭、学校、支援施設に伝えてください。
- (2) 在宅の自閉症（以下 ASD）児で強度行動障害状態が深刻で現在の生活を継続することが困難な場合の回復のために、また、保護者のレスパイトのために、受け入れ施設を増やしてください。
- (3) 強度行動障害児者の受け入れ事業者が実際に増加する施策をお願いします。
- (4) 強度行動障害児者の支援においては、医療を含むチーム支援が重要です。直接的な支援の労力だけでなく、ケース検討や外部の専門家の応援等、間接的な労力や費用が必要です。事業者は外部の専門的支援を受けるための経済的補償をお願いします。
- (5) 専門家による居宅訪問型支援が出来るようにしてください。
- (6) 過去に一定期間強度行動障害の状態になっていた者で、特別な環境や支援がないと再発する可能性がある場合、落ち着いているからといって、行動関連項目の点数を下げないよう指導してください。
- (7) 発達障害地域支援マネジャーや発達障害支援センターの強度行動障害児者の支援能力を強化してください。

2. ASD の人に適した住まいを拡充してください。

ASD の人に適した入所施設やグループホーム（以下、GH）などの住まいが不足しています。また、日常的に保護者の支援で生活している在宅の重度の ASD 者は、親の高齢化にともない親亡き後の住いを必要としています。

- (1) 必要な地域には入所施設の設置や定員を増やしてください。
障害の重さや障害特性、休日の支援体制などから GH では、必要な支援が受けられない障害者がいます。入所施設の定員については、地域の必要に応じて入所施設の新設や定員を増やすことができるようにしてください。（施設整備費の対象とする）
- (2) 対人刺激を苦痛に感じる ASD 者のために重度訪問介護事業を利用しやすくしてください。
- (3) 重度訪問介護事業を利用した一人暮らしは、これらの ASD 者にとって、大切な選択肢です。しかし市町村からの支給量は一人暮らしには不十分で、また事業者も不足しています。
- (4) 今あるサテライト型の利用期間の上限を、一人暮らしを希望する ASD 者が安心して一人暮らしに移行できる迄の期間、利用できるよう、柔軟な仕組みにしてください。

3. 福祉サービスの恒常的な質の向上に利する施策を推進してください。

そのために利用者利益になる支援の質の評価を重点とした外部評価を普及させてください。

4. 一般企業に就労した ASD の人への職場定着支援を強化してください。

一般企業に就労した ASD の人は職場で適切な配慮を受けることがなかったり、本人の ASD 特性について理解が得られなかったりして、孤立するなどにより離職するケースが少なくありません。

- (1) ASD の人を雇用する際、職場での孤立を防いだり、コミュニケーションを助けたりするための支援者を企業が雇用する場合（内部調達含む）、その費用を補助する仕組みを作ってください。
- (2) 厚労省で作成された「就労パスポート」は上司等が異動しても理解と配慮を受けられるために有効だと考えます。就労支援事業者や一般の企業等への普及を促進してください。
- (3) 労働相談コーナーなど、個別の相談を受ける部署における発達障害の理解の促進を図ってください。

5. 発達障害がわかる医師を増やしてください。

6. 特別児童扶養手当の認定を適正にしてください。

発達障害のためにこだわりや対人関係で親の負担が著しく大きい、知的障害はないケース（精神の手帳）の場合、特別児童扶養手当の判定では非該当になりやすいという声が寄せられています。厚労省の基準では「発達障害については、たとえ知能指数が高くて社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」となっています。特別児童扶養手当の認定作業がこの基準で適正に行われるよう徹底してください。

7. 障害支援区分および放課後等デイサービスの基本報酬の状態区分指標を ASD 者の要支援度に応じたものにしてください。

ASD の人で、集団での言動や振る舞い等に課題を抱える人は、手厚い支援を必要とします。現在の基準では必要な職員体制にできません。それを反映した状態区分指標にしてください。

8. ASD の障害年金の更新周期を見直してください。

成人の発達障害の場合（知的障害を伴わない）、障害（ASD）の状態がほとんど変化しない人が数多くいます。個々の障害者の実態に合わせて、更新の周期を見直してください。

9. ASD が背景にある児者のひきこもりならびに不登校、登校しぶり対策を推進してください。

10. 女兒、女性の ASD について、診断技術や理解促進、支援施策を推進してください。

知的な障害を伴わない場合であっても女性の ASD の多くは診断が困難であり、対人スキルの乏しさから、性被害を受けやすく、望まない妊娠などにも繋がっています。

11. 福祉の人材確保のため、国が率先して福祉の魅力を伝えるとともに、全体的な物価と賃金の上昇を反映した報酬にしてください。

12. 緊急時の短期入所サービスの拡充をしてください。

たとえば、本人のことを良く知っている日中支援事業所等においても預かるようにしてください。

以上